

令和5年第5回教育委員会会議

1 日 時

令和5年3月20日(月)

開会 16時

閉会 16時47分

2 場 所

県庁行政庁舎 17階 教育委員会室

3 出席者

北野喜樹教育長、新屋長二郎委員、新家久司委員、眞鍋知子委員、高野勝委員、浅蔵一華委員

4 説明のため出席した職員

中山隆志教育次長、塩田憲司教育次長、金子俊一教育次長、太田大樹庶務課長、岡橋勇侍教職員課長、北島公之学校指導課長、岩木智子生涯学習課長、辻江冬樹文化財課長、居村吉記保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第4号 石川県教育委員会事務局等組織規則の改正等について（原案可決）

議案第5号 博物館の登録等に関する規則の一部改正について

議案第6号 令和5年度石川県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について

議案第7号 人事異動について

6 報告事項

令和6年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験等の実施について

7 審議の概要

・開会宣告

北野教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第6号及び議案第7号は人事案件のため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

議案第4号 石川県教育委員会事務局等組織規則の改正等について（太田庶務課長説明）

「1 提案理由」でございますが、教育委員会事務局の組織改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるためであります。「2 改正規定」につきましては、記載の規定でございます。改正概要と併せて説明いたします。「3 改正概要」につきましては、2ページをお開きください。

改正概要でございますが、「1 改正内容」について、まず「(1) 組織改正に伴うもの」でございますが、一つ目は、県立夜間中学の令和7年4月開校に向けた諸準備を進めるため、学校指導課内に夜間中学開設準備室を設置するもの、二つ目は、文化財を保存・継承するとともに、その活用を推進するため、文化財課内の世界遺産推進室を文化遺産活用推進室に発展的に改組し、文化財課の庶務・文化財管理グループを庶務グループに名称変更するものであります。改正等する規定は、①石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正、②グループ制に関する運営規程の一部改正、③夜間中学開設準備室設置に係る告示、④世界遺産推進室廃止に係る告示、⑤文化遺産活用推進室設置に係る告示となります。

「(2) 個人情報保護制度の改正に係るもの」でございます。地方公共団体の個人情報保護制度については、これまで、各団体の条例で規定されてきましたが、国や地方公共団体間で条例の規定やその運用が異なっていたことから、本年4月1日以降、全国統一の基準である個人情報保護法に一元化されることとなりました。これに伴い、令和5年4月1日以降、教育委員会が保有する個人情報についても、これまでの個人情報保護条例に基づく取扱いから個人情報保護法に基づく取扱いに変更となることから、関係規定を整備するものであります。改正等の対象となる規定は、一つ目が、①「石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止」であり、開示請求書等の様式について、県が定める要綱に一本化されることとなります。二つ目は、②「石川県教育委員会事務局等処務規程」及び「石川県立学校処務規程」の一部改正であり、開示決定等の事務について、所属長の専決事項として規定するものであります。三つ目は、③「石川県教育委員会文書管理規程の一部改正」であり、法に基づく規定に字句を修正するものであります。四つ目は、④「石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる個人情報を指定する告示の廃止」であり、条例の廃止に伴い告示を廃止するものであります。口頭による開示請求については、県の定める要領に基づき引き続き可能となり、受験案内等により周知することとなります。

そのほか、「(3) 教員免許更新制の廃止に伴う課長専決事項の削除」として、「石川県教育委員会事務局等処務規程」の一部改正「(4) 教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う様式の変更」として、「石川県教育職員免許法施行細則」の一部改正

「(5) その他（字句の修正等）」として、石川県教育関係職員被服貸与規程及び石川県立学校処務規程の一部改正を行うものであります。「2 改正案」につきましては、別添資料の通りです。「3 施行年月日」につきましては、令和5年4月1日としておりまして、世界遺産推進室の廃止の告示につきましては、令和5年3月31日となります。

【質疑】

(高野委員)

個人情報保護条例に基づく取扱いから個人情報保護法に基づく取扱いに変更とありますが、具体的にはどういうことなのでしょう。何か中身は変わりましたか。

(太田庶務課長)

個人情報保護条例から、国が定める法律に一本化されたということですが、中身については特に大きな変更はございません。県のこれまでの条例と大きな変更はありません。

(高野委員)

単に、条例が法律に変わったという話でしょうか。

(太田庶務課長)

はい。

(眞鍋委員)

世界遺産推進室を、文化遺産活用推進室に発展的に改組する件ですが、これは、世界遺産を目指さないというメッセージにもなりかねない気がしますが、どうなのでしょう。

(太田庶務課長)

世界遺産を目指さないということではなく、引き続き世界遺産の登録も目指していきます。新たに、日本遺産関係の業務も加わっておりまして、より厚みを持たせて文化遺産を活用していく組織に改組するというものでございます。

(眞鍋委員)

そういった説明を加えないと、石川県は世界遺産を諦めてしまったのかと寂しい気持ちになってしまいます。よろしく願いいたします。

(北野教育長)

こういった気持ちもこめて、発展的に改組なのですが、誤解を生まないようにしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

(新家委員)

令和5年度の、県の予算編成が決定したことに伴う規約の変更が多々あるように思っていて、こういったことは教育委員会会議にかけるべきなのか、教育長の専決事項でもよいのかなと感じたのですけれども、そういった区別をどのようにされているのか教えてください。

(太田庶務課長)

規則の改正につきましては、教育長の専決事項にはなっておりませんので、教育委員会会議にお諮りするということになっております。

(新家委員)

その、専決事項になっていないというのは、何で決まっているのですか。

(太田庶務課長)

教育長に対する権限委任規則あるいは教育長専決に関する規則というものが定められていまして、こういった規則の改正については教育委員会会議にお諮りするということになっております。

(新家委員)

ぜひ、ご検討いただいて、県議会で決まっていることをこちらでは議論しようもないと思いますし、整理をしていただけるとありがたいです。

(北野教育長)

また検討してまいります。

(北野教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし

議案第 5 号 博物館の登録等に関する規則の一部改正について（辻江文化財課長説明）

提案理由であります。博物館法等の一部改正に伴い、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定等に関し、所要の改正を行う必要があるためです。改正の概要及び改正案につきましては、別添のとおりですが、後程、ご説明いたします。博物館法が改正された背景について説明しますと、1951年に制定されてから約70年が経過し、博物館に求められる役割や機能が多様化・高度化していることを踏まえ、設置主体の多様化を図りつつ、その適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、登録の制度等を見直したことにあります。法律の目的については、社会教育法に加え、文化芸術基本法の本質に基づくこととなっております。また、博物館の事業に、資料のデジタル・アーカイブ化を追加することや、他の博物館や地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り、地域の活力の向上に取り組むよう努めることとなっております。

資料の 5 ページに改正の概要をまとめておりますので、ご覧ください。「1 趣旨」につきましては、博物館法及び同法施行規則の一部改正に伴い、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定等に関し、登録・指定要件や審査のしるし等、所要の改正を行うものであります。次に、「2 博物館法及び博物館法施行規則の主な改正点」につきましてご説明いたします。まず、登録博物館に関することとあります。①については、これまで地方公共団体、一般社団法人、財団法人などに限定されていた博物館設置者の要件が改められ、国及び独立行政法人以外の全ての法人が登録を受けることができるようになりました。したがって、学校法人や株式会社等についても博物館登録を受けることができるようになります。次に、②の、博物館登録の基準の詳細は、文部科学省令を参酌して、都道府県教育委員会が定めること、また、③の、博物館登録を行う場合に、都道府県教育委員会は、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと、④の、登録博物館の設置者は、博物館の運営状況につきまして、定期的に都道府県教育委員会に報告しなければならないことなどが、新たに定められたこととあります。⑤については、旧法、つまり現行法での登録博物館は、改正法の施行日である本年4月1日から5年間は登録を受けたものとみなされることになりました。したがって、その間に再登録を受けることとなります。⑥については、登録博物館に比べて、設置主体に制限がなく、学芸員や開館日数などの設置要件が緩やかな、博物館に相当する施設に関し、その指定の基準の詳細は、文部科学省令を参酌して、都道府県教育委員会が定めることとなっております。⑦については、旧法、つまり現行法での博物館に相当する施設は、期限を設けることなく指定を受けたものとみなされますが、新法、つまり改正後の博物館法の審査基準の要件を備えているか、施行日から5年間の間に、確認を受けるよう努めなければならないこととされております。これらを踏まえて、「3 博物館の登録等に関する規則の主な改正点」につきましては、根拠条項や引用条項、様式の修正、削除、追加を行うとともに、登録・指定の基準や運営状況の定期報告に関することを新たに追加することとしております。「4 改正案の内容」につきましては、14ページからの新旧対照表をご覧ください。このうち、博物館登録の基準については、文部科学省令を参酌し、改正後の第3条で博物館の体制に関する基準、第4条で博物館の職員に関する基準、第5条で博物館の施設及び設備に

関する基準を定めております。博物館に相当する施設の指定の基準については、第10条で定め、博物館登録の基準を定めた第3条から第5条の規定を準用するとしております。定期報告については、第8条で定めております。この規則改正の施行日につきましては、令和5年4月1日としております。

【質疑】

(新家委員)

博物館の登録は都道府県の教育委員会で行いなさいということだと理解しました。石川県に博物館はいくつあって、代表的なものは何なのでしょうか。

(辻江文化財課長)

現在、石川県に登録博物館は26ございます。いろいろあるのですが、代表的なもので、例えば県が設置しているものと、県立美術館、歴史博物館、白山麓民族資料館などがございます。そして、より緩やかな設置基準の博物館に相当するものにつきましては、4つございまして、ふれあい昆虫館、21世紀美術館といったものがございます。

(新家委員)

博物館という言葉に惑わされてはいけないなということと理解をしました。

(新屋委員)

博物館の具体例をあげていただきましたが、改正点の「①国及び独立行政法人以外の全ての法人が登録を受けることができる」ということによって、数が増えるということと想定されているのですか。

(辻江文化財課長)

法律改正をしました文科省も、数を増やそうという意図があると考えています。特に、株式会社、大学法人が設置するものが、今回登録するかどうかは別にして、登録し得るものだけということなんです。

(新屋委員)

5年間は登録を受けたものとみなされることになって、そのあと登録をするということになるのですが、登録をしないとすると、博物館ではなくなるということでしょうか。

(辻江文化財課長)

5年間の間に、登録手続きをとっていただくということになります。そうでなければ登録博物館ではなくなります。

(新家委員)

今のお話をきいていると、登録をしなくてもよいということですか。しなければならぬとは書いていないですね。そうすると、登録をしたメリットは何かあるのでしょうか。

(辻江文化財課長)

設置主体によっていろいろ違うのですが、今回加わった株式会社ですと、事業所税の非課税などがございます。その他、美術品補償制度というものがございまして、例えば、展覧会で借り受けた美術品に毀損が生じたときに、損害の一部を政府が補償するとか、美術品の展示施設において、国が登録した国宝や重文を公開することができ、逆に登録がないとできないということがあります。

(北野教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし

報告事項 令和6年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験等の実施について
(岡橋教職員課長説明)

まず、1の「石川県公立学校教員採用候補者選考試験」についてであります。(1)の「試験期日等」につきましては、出願受付は4月下旬から約1か月間で、7月15日、16日に筆記及び、実技試験、7月29日または30日に、面接試験を実施します。また、例年10月上旬に行っていた結果通知を、民間企業の内定式より早い、9月下旬に変更しました。(2)の「受験区分・募集教科」につきましては、4月下旬に発表することとしております。(3)「採用見込数」につきましては、5月1日の児童生徒数の確定等を踏まえて決定し、5月上旬頃に発表することとしております。(4)の「受験資格」につきましては、1月23日の教育委員会会議で報告いたしました。が、多様な経験を持った人材を幅広く求めるため、年齢制限を60歳未満に緩和しました。

「2 石川県公立学校教員（栄養教諭）採用候補者選考試験」につきましては、小中学校において、食の指導や給食の管理・運営に携わる若干名の栄養教諭の採用を行うもので、試験期日や受験資格等は、筆記試験が7月15日の1日のみとなっている以外は、先程の教員選考試験と同様であります。

次に、「3 石川県公立学校教員（栄養教諭）採用候補者特別選考試験」につきましては、現職の学校栄養職員のうち、栄養教諭の免許状を持つ者の中から、若干名について、栄養教諭への任用替えを行うものであります。任用替えは、栄養教諭の制度が出来たことを受け、平成18年度より実施しているものであります。特別選考の試験期日等については、選考試験と同様であります。

これらの試験の実施案内については、4月下旬より県庁や教育事務所、市教育委員会等で配布するとともに、県教委のホームページからもダウンロードできるようにいたします。県教委としましては、筆記試験、実技試験及び面接試験を通して、教員として豊かな教養と専門的知識を有することに加え、児童生徒に対する教育的愛情をもち、健康でたくましく、指導力、実践力のある人材を採用したいと考えております。

【質疑】

(新屋委員)

全国的に教員の確保が困難になってきていて、どの都道府県も工夫をされていると思うのですが、そんな中で、採用試験の内容が受験者にとって負担を軽減するだとか、あるいは年齢制限を上げるだとか、文科省は複数回実施したらどうかと言っています。大量採用をし始めてから、もう10年以上経っていて、世代交代がかなり進んでいるのではないかと思いますし、これからどうなるか予測がつかないところもありますが、教員の働き方改革や処遇面での改善が進んでいくと思います。あまり、採用試験を簡単にしすぎる、というところも懸念、危惧はありますが、あまりレベルを下げすぎるとどうかなということも懸念、危惧しています。個人的な思いです。

(岡橋教職員課長)

お話のあった複数回実施ということも、文科省は一つの方法として言っておりますが、そうした状況については全国の状況も踏まえて注視していかなければならないと思っています。また、採用試験のレベルについてですが、本県の特徴としまして、全員に筆記試験と実技試験、面接をして、両面からしっかりとみていっていますので、そうしたことも踏まえながら、しっかりとした設計にしていきます。

(北野教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第 6 号 令和 5 年度石川県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について
北島学校指導課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決
された。

議案第 7 号 人事異動について
太田庶務課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決され
た。

・ 閉会宣言

北野教育長が閉会を告げる。